

令和7年5月23日

地域防災拠点運営委員長 各位

総務課防災担当

**令和7年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備
及び防災備蓄庫の状況確認等の実施について（依頼）**

日頃から、「災害に強いまちとつか」の実現に向けた防災・減災の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、例年8月から9月頃に実施している備蓄食料等の更新・有効活用に加え、今年度は1月から3月頃に新規拡充備蓄品の配備を行います。また、8月から約半年間をかけ拠点の防災備蓄庫の状況確認等（防災備蓄庫の整理整頓やレイアウトの作成などを専門業者に委託予定）を行います。

つきましては、次の内容についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 備蓄食料の有効活用

(1) 訓練等で配布可能な備蓄食料

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
保存パン	10箱（20食/箱）	令和2（2020）年度 (緑ラベル)	令和8年1月31日まで
おかゆ	5箱（20食/箱）		
クラッカー	3箱（70食/箱）		
ライスクッキー	1箱（20食/箱）		
スープ	2箱（45食/箱）	令和3（2021）年度 (赤ラベル)	令和8年7月31日まで

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

(2) 有効活用を希望しない場合の報告

有効活用を希望しない備蓄食料や過去の回収漏れの備蓄食料について、8～9月頃の更新にあわせて回収いたします。

つきましては、回収を希望する備蓄食料について、**令和7年7月14日（月）までに回答様式**
1によりご報告ください。なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、**提出がない場合は回収を実施しません**のでご留意ください。

(3) 留意点

- ア **賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。**
- イ 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ウ 年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッcker」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、**必ず令和7年12月までに使い切ってください。**

2 備蓄品の更新（回収・配送）について

8月から9月にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（回収・配送）等を行います。

（1）回収・配送する備蓄品

別紙1「令和7年度に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

（2）備蓄品の回収

ア 救助資器材

令和6年度の各拠点運営員会を対象としたアンケートの結果、配備当初からの社会情勢の変化や今後の備蓄品の新規拡充などの状況を踏まえ、拠点に配備されている救助資器材については、原則回収することになりました。このため、下表の救助資器材の回収希望数の御報告をお願いします。

なお、今後も拠点に配備することを希望する場合は、引き続き残置することも可能です。（残置した場合に、今後再度回収を行う予定はありませんのでご注意ください。）

【回収対象とする救助資器材一覧（全12種類）】

1	金属はしご	5	てこ棒	9	のこぎり
2	つるはし	6	大バール	10	掛矢
3	大ハンマー	7	ワイヤーカッター	11	松葉づえ
4	スコップ	8	大ナタ	12	ロープ

イ 感染症対策資器材

令和6年度に各拠点運営員会に対して実施した調査を踏まえ、希望する拠点から「段ボール間仕切り」「受付用パーティション」「段ボールベッド」の回収を行います。

なお、年度が変わり昨年度ご回答いただいた回収希望数に変更がある可能性も配慮し、改めて回収希望数量の御報告をお願いします。

（3）回収希望数の報告

回答様式2に上記ア・イの「回収希望数」をご記入いただき、令和7年7月14日（月）までにご提出をお願いいたします。

3 今年度新たに拡充する備蓄品の配備について

令和6年の能登半島地震を踏まえ、本市では「横浜市地震防災戦略」を刷新し、新たな戦略を策定しました。本戦略に基づいた「災害時における誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築」に向け、「避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上に向けた備蓄物資の拡充」等を令和7年度から11年度までの5カ年を集中取組期間として取り組むこととなりました。

令和8年1月から3月にかけて、本取組で新たに拡充する備蓄品を拠点へ配送いたします。

(1) 新規拡充備蓄品、対象拠点

別紙1「令和7年度に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

(2) パーティション及びコットの配備希望数の報告

新たに配備する備蓄品の中に、「パーティション（テント型間仕切り）」と「コット（簡易ベッド）」があります。当該2品目は体積が大きいため、平時は市の方面別備蓄庫に置いておき、災害時に要望に応じて各地域防災拠点に配送することができます。

平時から地域防災拠点の防災備蓄庫へ配備することを希望する場合は、**回答様式3**にパーティション及びコットの「配備希望数」をご記入いただき、令和7年7月14日（月）までにご提出をお願いいたします。

4 備蓄品の更新、新規配置に伴う防災備蓄庫の状況確認（及び整理等）について

備蓄品の大幅な拡充が見込まれることから、備蓄スペースや物資の円滑な出し入れの確保のため、備蓄庫内の状況を確認させていただきます。本事業では、備蓄品・資器材の棚卸や管理データの作成等と合わせて業者に委託して実施します。

(1) 実施内容

- ア 防災備蓄庫の状況確認
- イ 防災備蓄庫の整理整頓
- ウ 備蓄品の数量や賞味期限等の一覧表データ作成
- エ 防災備蓄庫レイアウトの作成

(2) 実施時期

令和7年8月1日～令和8年1月30日

(3) 対象拠点

全拠点

(4) 実施希望日の確認について

回答様式4に「希望日（第三候補まで）」をご記入いただき、令和7年6月20日（金）までにご提出をお願いいたします。

（御希望に沿えない場合もありますので御了承ください。）

(5) 立会について

希望日の調整にあたっては、運営委員の方の立会が可能な日の選定をお願いします。

今回の事業は、現地で運営委員の方の意向を伺いながら倉庫の整理整頓をすることが可能です。整頓のノウハウなどについても確認できるものとなっておりますので、備蓄庫の良好な環境維持のため、実際に備蓄庫を使用する運営委員の立会を推奨いたします。

お立会いいただかなくても実施することは可能ですが、ご意向を充分に反映できない場合がございますので、ご注意ください。

(6) 廃棄について

当日にお立会いただいた場合、本市が配備した防災備蓄品及び学校の物品を除く物品を、ご希望に応じて廃棄することが可能です。誤廃棄がないよう立会時にご確認をお願いいたします。
なお、ご希望いただいた物品のすべてを廃棄できるとは限りませんので、ご了承ください。

5 全体スケジュールについて

別紙2「令和7年度 備蓄品の更新等スケジュール（予定）」をご参照ください。

【問合せ先】

○報告様式の提出について

＜戸塚区総務課＞

担当：橋本、中川

電話：045-866-8307

E-mail：to-bousai@city.yokohama.lg.jp

○備蓄品の更新・新規拡充・防災備蓄庫の状況確認等に関するこ

＜総務局危機管理室地域防災課＞

・備蓄品の更新・新規拡充等に関するこ

担当：納、帆高、福田

・防災備蓄庫の状況確認等に関するこ

担当：猪子、大森

電 話：045-671-2011

E-mail：so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp